

山口県建築工事積算要領

令和 7 年 4 月
山口県土木建築部建築指導課

山口県建築工事積算要領

目 次

第1章	総 則	p 3
第2章	工 事 費	p 4
1	工事費の種別及び区分 (4)	
2	工事費の構成 (4)	
3	工事費内訳書 (4)	
4	直接工事費の算定 (5)	
5	共通費の算定 (5)	
6	工事価格の算定 (5)	
7	契約変更における工事費の算定 (5)	
第3章	共 通 費	p 8
第1節	共 通 事 項	
1	共通費算定に関する数値の取扱い (8)	
2	新営工事と改修工事を一括して発注する場合の算定 (8)	
3	建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定 (8)	
4	敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合の算定 (9)	
5	営繕工事のいずれかと営繕工事以外の工事を一括して発注する場合の算定 (9)	
6	専門業種工事を発注する場合の算定 (9)	
7	指定部分及び指定部分工期 (9)	
8	契約変更における共通費 (9)	
9	諸経費調整の取扱い (10)	
第2節	共 通 仮 設 費	
1	共通仮設費の区分 (11)	
2	共通仮設費の算定 (11)	
第3節	現 場 管 理 費	
1	現場管理費の区分 (17)	
2	現場管理費の算定 (17)	
第4節	一 般 管 理 費 等	
1	一般管理費等の算定 (19)	
第4章	単価、価格等	p 20
1	単価及び価格の算定に関する数値の取扱い (20)	
2	単価及び価格の算定 (20)	
3	歩 掛 り (21)	
4	「その他」の率 (21)	
5	市場単価の補正 (22)	
6	物価資料の掲載価格 (23)	
7	単価及び価格の(採用の)優先順位 (23)	
8	製造業者又は専門工事業者の見積価格等(商品目録(カタログ)の価格を含む。)(23)	
9	改修工事の取扱い (24)	
10	工事量が「少量」の取扱い (27)	
11	工事量が「僅少」の取扱い (27)	
12	時間外、深夜及び休日の労働についての労務単価 (27)	
13	設計及び契約変更時の取扱い (28)	
14	その他 (28)	

第1章 総 則

山口県建築工事積算要領（以下「本要領」という。）は、山口県土木建築部建築指導課が県有施設の営繕を実施するための積算に必要な「公共建築工事積算基準（平成28年12月20日付け国営積第18号）」、「公共建築工事共通費積算基準（令和6年3月25日付け国営積第11号）」（以下「共通費基準」という。）、「公共建築工事標準単価積算基準（令和6年3月25日付け国営積第11号）」（以下「単価基準」という。）等を円滑かつ適切に運用するために必要な事項をとりまとめたものである。

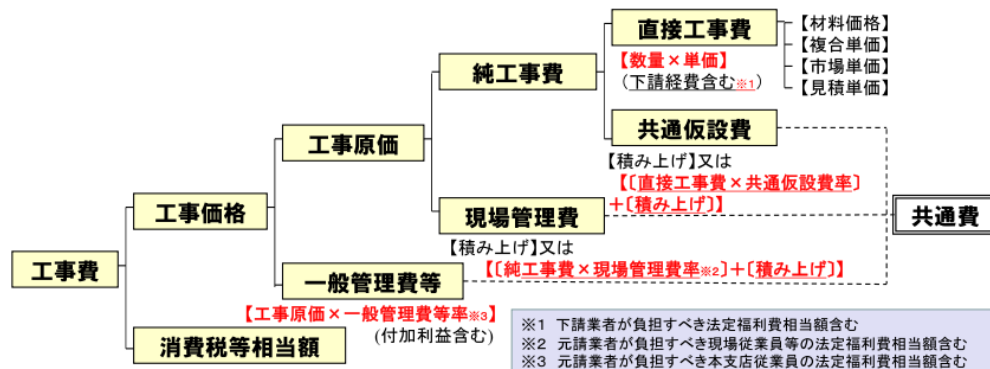
第2章 工事費

1 工事費の種別及び区分

工事費の積算は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事等の工事種別毎に行う。工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に区分して積算する。直接工事費については、設計図書の表示に従って工事種目毎に区分し、共通費については、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分する。

2 工事費の構成

(1) 工事費の構成は、次のとおりとする。



(2) 工事費を構成する各費用は、以下のとおりとする。

イ. 直接工事費

工事目的物の施工（材料を含む。）のために直接に必要な費用であり、工事目的物に対し消費する費用が、他の工事目的物と明確に区分されるものをいい、直接仮設費が含まれる。

ロ. 共通仮設費

直接工事費を補完する（各工事種目に共通の仮設に要する）費用であり、工事を進めるうえで必要となる総合的な仮設経費全般をいう。

ハ. 純工事費

直接工事費と共通仮設費を合算した費用をいう。

ニ. 現場管理費

純工事費を補完する費用であり、工事現場を管理運営するために必要な費用をいう。

ホ. 工事原価

純工事費と現場管理費を合算した費用をいう。

ヘ. 一般管理費等

工事原価を補完する費用であり、建設企業が当該工事を含めた企業活動をするために必要な費用をいい、一般管理費と付加利益等からなる。

ト. 工事価格

工事原価と一般管理費等を合算した費用をいう。

チ. 消費税等相当額

発注者等の消費者が負担すべき税額をいい、工事価格に税率を乗じて算定する。

3 工事費内訳書

建築工事における工事費内訳書は、「公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）（令和5

年改定) (令和5年3月29日付け国営積第8号)」による。

4 直接工事費の算定

- (1) 算定に用いる単価及び価格等は、第4章、単価基準及び「山口県営繕系工事における「週休2日工事」の実施要領」による。
- (2) 算定に用いる数量は、「公共建築数量積算基準 (令和5年改定) (令和5年3月29日付け国営積第8号)」による。

5 共通費の算定

共通費は、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等について算定するものとし、第3章及び共通費基準による。

6 工事価格の算定

工事価格については、算出された金額の範囲内で、原則として工事価格が千円単位となるように調整する。

7 契約変更における工事費の算定

- (1) 契約変更とは、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金額の変更に代える設計図書の変更の決定に基づき、契約の変更を行うことをいう。
- (2) 契約変更における工事費は、当該変更対象の直接工事費を積算し、これに当該変更に係る共通費を加えて得た額に、「原則として当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を、当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率」(以下「当初請負比率」という。)を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。

(3) 新たな追加の工事等の取扱い

イ. 以下の場合の費用には、当初請負比率を乗じない。

(イ) 新たな追加の工事

現に施工中の工事と一体で施工することが不可欠な場合において、設計図書で明示していない施工条件について受注者が予期することのできない特別な状態が生じ、以下の①から⑤の新たな種類の工事を追加する場合の費用をいう。

- ① 撤去 (地下埋設物及び埋設配管に限る。)
- ② 地盤改良
- ③ 土壌汚染処理
- ④ 石綿含有吹付材及び保温材等の処理 (石綿含有事前調査を含む。)
- ⑤ 上記①から④に伴う発生材処理

(ロ) 公共料金等

- ① 現場発生による、湧水を公共下水道に流す場合等の費用
- ② 仮設建築物の行政手数料
- ③ 浄化槽の行政手数料
- ④ 昇降機の行政手数料
- ⑤ 水道の負担金 (敷地内)

ロ. (3) イ. (イ) の新たな追加の工事に関して、当該追加の工事に係る契約変更における工事費は、当該変更に係る直接工事費を積算し、これに当該変更に係る共通費を加えて得た額に、当該追加の工事が新たに追加された際の請負代金の変更額から消費税等相当額を減じた額を、当該契約変更時の工事費内訳書記載の工事価格で除した比率 (以下「当該追加の工事に係る請負比率」という。)を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。

ハ. (3)イ.(ロ)の公共料金等を新たに追加する場合は、これらの共通費は算定せず、工事費に加算する。

(4) 工事の一時中止に伴う増加費用

イ. 工事の一時中止に伴う増加費用は、受注者が作成した中止期間中の工事現場の維持及び管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）に基づき、当該費用の内容（項目、数量）の必要性を受注者と発注者で協議したうえで算定する。

ロ. 工事の一時中止に伴う増加費用の計上は、工事再開以降の契約変更項目とは区別して計上する。

ハ. 工事の一時中止に伴う増加費用の算定は以下による。

(イ) 工事の一時中止に伴う増加費用は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用及び工事の再開準備に要する費用（以下「中止期間中の現場維持等の費用」という。）に、工事の一時中止に伴う本支店における増加費用を加算したものとす。

① 工事現場の維持に要する費用

工事現場の維持に要する費用とは、中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員（専門職種を含む。以下同じ。）を保持するために必要とされる費用等とする。

② 工事体制の縮小に要する費用

工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等とする。

③ 工事の再開準備に要する費用

工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等とする。

(ロ) 中止期間中の現場維持等の費用は、基本計画書に基づき実施された内容について、受注者から増加費用に係る見積りを求め、それを参考に積み上げ計上する。

ただし、中止期間中の現場維持等の費用として積み上げる内容に、仮囲い等の仮設、交通誘導警備員等の当初契約の予定価格の作成時に積み上げで算定したものについては、当初契約時の積算の方法により積み上げ計上する。

(ハ) 工事の一時中止に伴う本支店における増加費用は、契約変更における一般管理費等の算定方法と同様に、中止期間中の現場維持等の費用を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。

なお、一般管理費等率は、工事原価に中止期間中の現場維持等の費用を加算した額に対する一般管理費等率とする。

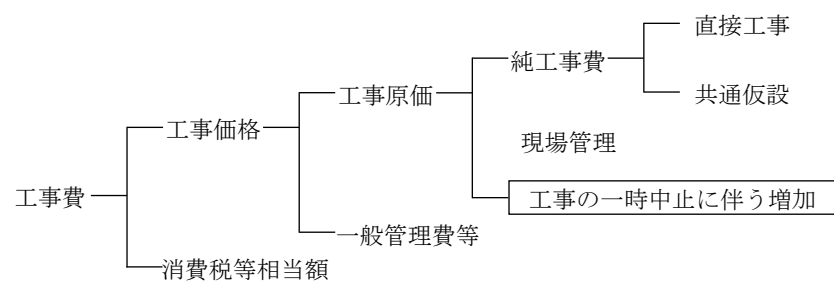
(ニ) 契約保証費に係る補正を行わない。

二. 中止期間中の現場維持等の費用は、中止した工事の内訳書の中に、「工事の一時中止に伴う増加費用」として、原契約の工事費とは別に計上するものとする。

ただし、内訳書上では、原契約に係る工事費と増加費用の合計額を工事費とみなすものとする。

ホ. 工事の一時中止に伴う増加費用は、工事原価内で計上し、一般管理費等の対象とする。

このため、当該費用には一般管理費等を含めない。下図参照



第3章 共通費

第1節 共通事項

1 共通費算定に関する数値の取扱い

- (1) 共通費基準の率により算定した金額は、一円未満切捨てとする。
- (2) 積み上げによる算定は、第4章1に準ずる。
- (3) 一般管理費等
 - イ. 算出された金額の範囲内で、原則として工事価格が千円単位となるように一般管理費等で調整する。
 - ロ. 契約変更及び随意契約を行う場合の工事において一般管理費等を算定するにあたり、控除する契約済みの工事一般管理費等は、調整する前の金額を採用する。

2 新営工事と改修工事を一括して発注する場合の算定

- (1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、以下のとおりとする。
 - イ. 共通仮設費率は、新営工事と改修工事の直接工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの共通仮設費率とする。なお、積み上げによる共通仮設費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の共通仮設費に計上する。
 - ロ. 現場管理費率は、新営工事と改修工事の純工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの現場管理費率とする。なお、積み上げによる現場管理費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の現場管理費に計上する。
 - ハ. 一般管理費等は、新営工事と改修工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。
- (2) 共通仮設費及び現場管理費は、新営工事と改修工事に区分して算定する。
- (3) 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。

3 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定

- (1) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事の場合
 - イ. 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、以下のとおりとする。
 - (イ) 共通仮設費は、それぞれの工事種別毎の共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの工事種別毎に区分して計上する。
 - (ロ) 現場管理費は、それぞれの工事種別毎の現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの工事種別毎に区分して計上する。
 - (ハ) 一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。
 - ロ. 主たる工事以外のいずれかの工事が、工事内容及び工事費から適切と判断できる場合は、当該工事を主たる工事※に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。 ※主たる工事とは、発注時の工事種別をいう。
 - ハ. 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。

4 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合の算定

(1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、以下のとおりとする。

- イ. 共通仮設費率は、それぞれの敷地の工事毎の直接工事費及び工期に対応する共通仮設費率とする。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの敷地の工事毎に計上する。
- ロ. 現場管理費率は、それぞれの敷地の工事毎の純工事費及び工期に対応する現場管理費率とする。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの敷地の工事毎に計上する。
- ハ. 一般管理費等は、それぞれの敷地の工事毎の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

(2) 共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事毎に算定する。

(3) 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。

5 営繕工事のいずれかと営繕工事以外の工事を一括して発注する場合の算定

共通費は、営繕工事と営繕工事以外の工事に分け、それぞれの工事毎の共通費に関する定めにより算定する。

6 専門業種工事を発注する場合の算定

(1) 専門業種工事とは、建築物等の解体工事、防水改修工事、外壁改修工事等をいう。

(2) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、以下のとおりとする。

イ. 建築物等の解体工事における共通仮設費率

直接工事費に対応する新営工事の共通仮設費率とする。なお、積み上げによる共通仮設費は、新営工事の共通仮設費に計上する。

ロ. 防水改修工事、外壁改修工事等の共通仮設費率

直接工事費に対応する改修工事の共通仮設費率とする。なお、積み上げによる共通仮設費は、改修工事の共通仮設費に計上する。

ハ. 建築物等の解体工事における現場管理費率

純工事費に対応する新営工事の現場管理費率とする。なお、積み上げによる現場管理費は、新営工事の現場管理費に計上する。

ニ. 防水改修工事、外壁改修工事等の現場管理費率

純工事費に対応する改修工事の現場管理費率とする。なお、積み上げによる現場管理費は、改修工事の現場管理費に計上する。

ホ. 一般管理費等率

工事原価に対応する一般管理費等率により算定する。

(3) 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。

7 指定部分及び指定部分工期

原則として、指定部分の工期は、共通仮設費及び現場管理費の算定に用いる工期（T）に用いない。

なお、指定部分とは工事の完成に先立ち引渡しを受けるべきことを設計図書により指定した工事範囲をいい、その工事範囲の完了期限を指定部分工期という。

8 契約変更における共通費の算定

(1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、以下のとおりとする。

イ. 共通仮設費率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事の直接工事費の合計額及び工期に対応する率とする。

ロ. 現場管理費率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じ

る工事、そのどちらにも当てはまらない工事の純工事費の合計額及び工期に対応する率とする。

ハ．一般管理費等率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事の工事原価の合計額に対応する率とする。

(2) 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事に区分して算定する。

(3) 契約変更の工事内容に、当初請負比率を乗じない工事（第2章7（3）イ．）等がある場合には、当初請負比率を乗じる工事、当初請負比率を乗じない工事及び当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事（第2章7（3）ロ．）に区分して算定する。

なお、2回目以降の契約変更の場合も同様に当初発注から当該契約変更までの共通仮設費の全体額を求め、既契約分すべての共通仮設費を控除した金額による。ただし、前回の変更設計において、当初請負比率を乗じない工事として扱った工事は、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事として扱う。

9 諸経費調整の取扱い

現工事と密接な関連がある工事で、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により随意契約を行うもののうち、現に履行中の契約相手方以外の者に履行させることが不利である工事については、諸経費調整を行う。

なお、現工事と密接な関連がある工事とは、工期（現工事の工期末日と追加工事の見積依頼日）及び施工延長が重複又は連続している工事をいう。

第2節 共通仮設費

1 共通仮設費の区分

共通仮設費は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のそれぞれと処分費に区分して算定する。

2 共通仮設費の算定

(1) 共通仮設費の算定は共通仮設費率により算定する。ただし、共通仮設費率に含まれないものは積み上げにより算定する。

イ. 共通仮設費率による算定

(イ) 共通仮設費率及び当該共通仮設費率に含まれる内容は、共通費基準による。

(ロ) 共通仮設費率の算定に用いる工期（T）

共通仮設費率の算定に用いる工期（T）は、現場説明書に記載する「施工日数」を30日／月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。この値を工期（T）として共通仮設費率を算出する。

（算定方法）

「施工日数」が230日の場合：230日／30日 $\div$ 7.66 $\rightarrow$ 7.7ヶ月

なお、工期の算定は、「山口県営繕系工事における適切な工期設定の考え方（令和3年4月）」による。

(ハ) 工事一時中止（一部一時中止の場合も含む。）があった場合、共通仮設費率の算定に用いる工期（T）には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む。）を理由とした工期延伸する期間を含まない。なお、工事中止に伴う増加費用は別に計上する。

(ニ) 監理事務所（監督職員事務所）を設けない場合の補正

監理事務所（監督職員事務所）を設けない場合は、共通仮設費率に以下の補正値を乗じる。

直接 工事費	1000万円 未満	1000万円以上50億円以下	50億円を 超える
補正値	0.887	$0.738 + 0.0162 \times \log_e P$	0.988
Pは、公共建築工事共通費積算基準 別表におけるP：直接工事費（千円）			
注1） 補正式による値は小数点以下第4位を四捨五入して3位止めとする。			
注2） 設計変更においては、変更後のPに対応した値を変更後のK _r に乘じる。			

【出典】公共建築工事積算基準等資料（令和5年改定，国土交通省）

(ホ) 直接工事費が共通費基準別表（注3）で定める範囲を外れる場合
原則として算定式により算定された率とする。

(ヘ) 共通仮設費率の留意事項

① 環境安全費に含まれる台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、一般的なものの費用については、以下の費用が含まれている。

- ・ 屋外に存置された資材等の移動、養生に要する費用
- ・ 外部足場の点検、補強、シート類の巻き上げ等に要する費用

② 共通仮設費率に含まれる動力用水光熱費

- ・ 新営工事は引込費用及び使用料が該当する（工事用）。
- ・ 改修工事は既存施設からの引き込みが可能であるため、主にメータ設置費と使用料が該当する（工事用）。

ロ. 積み上げによる共通仮設費の算定

以下の項目については共通仮設費率に含まれないため、設計図書等に基づき、積み上

げにより算定する。

(イ) 準備費

敷地測量、仮設用借地料（駐車場を含む。）、既存施設内の家具、什器、機器等の移動及び復旧に関する費用、公設物等の移動及び復旧に要する費用

(ロ) 仮設建物費

- ・ 宿舍、設計図書による現場環境改善費用（現場内に設置する快適トイレ、シャワー室の設置等、現場内の作業環境を向上させるための費用）
- ・ 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事における、監理事務所（監督職員事務所）、備品等の費用
- ・ 建築工事における、監理事務所（監督職員事務所）の備品等の費用のうち、設計図書に当該工事固有の事情により指定された内容

(ハ) 工事施設費

仮囲い、工事用道路、歩道構台、設計図書による現場環境改善費用（仮囲いの塗装や絵書き、花壇の設置等、現場内及び周辺への作業環境を向上させるための費用）

(ニ) 環境安全費

安全管理及び合図等の要員に要する費用（工事現場（施設）の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導警備員の配置に要する費用）、台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、大規模な台風等の風災害対策として、足場の防護シートの全面掛払い、防音パネルの全面掛払い等、受発注者間の協議に基づき設計図書に記載される災害防止対策に要する費用

(ホ) 動力用水光熱費

本受電後の電力基本料金

(ヘ) 工事場所以外の屋外整理清掃費

除雪に関する費用

(ト) 建設工事等に伴う中国電力等の架空電線等への防護措置に要する費用

【中国電力：令和２年１０月からの取扱い、西日本電信電話：平成２８年１０月からの取扱い】

建築工事を単独で発注する場合及び建築工事、電気設備工事、機械設備工事を一括して発注する場合において、当初設計で工事種別毎に共通費を算定した場合又は建築工事を“主たる工事”として共通費を算定した場合は、共通仮設費率（環境安全費の隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用）に含まれるものとして防護措置に要する費用を計上しない。

(チ) 機械器具等

① 新営工事における荷揚用揚重機械器具の費用

機種を選定及び存置日数の目安は、表２－１から表２－５を参考とし、施工条件等により機種を選定する。

表 2-1 地上階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数	規 格	存 置 日 数	備 考
1	25 t	$13.6 \times A + 5.2$	
2	25 t	$18.0 \times A + 10.0$	
3	25 t	$22.4 \times A + 14.8$	
4	25 t	$26.8 \times A + 19.6$	
5	25 t	$31.2 \times A + 24.4$	

表 2-2 地下階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数	規 格	存 置 日 数	備 考
B 1	25 t	$9.5 \times A$	

表 2-3 塔屋階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数	規 格	存 置 日 数			備 考
		100㎡未満	300㎡未満	500㎡未満	
P 1	25 t	4	5	6	

表 2-4 地上階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数(N)	規 格	存 置 日 数	備 考
1	16 t	$2.3 \times A$	
2	16 t	$5.4 \times A$	
3	16 t	$8.5 \times A$	
4	ポンク・スパン工事用 エレベータ1t未満	$18.5 \times N + 40.5$	建築面積1,000㎡ごとに1台
5	ポンク・スパン工事用 エレベータ1t未満	$18.5 \times N + 40.5$	建築面積1,000㎡ごとに1台

表 2-5 地下階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数	規 格	存 置 日 数	備 考
B 1	16 t	$6.4 \times A$	

注）（共通事項）

1. 揚重機等の設置及び移動の作業が支障なく行える敷地を条件としたものである。
2. 鉄筋コンクリート造の標準的な階高、スパン及び仕上げの建物として設定したものである。
3. $A = \text{建築面積} / 750 \text{ m}^2$ （計算過程においてAの値を端数処理する場合は、小数点以下第三位を四捨五入し小数点以下第二位とする。）
4. $N = \text{階数}$
5. 存置日数の端数処理は、小数点以下第一位を切上げ整数とする。
6. 各階の面積が著しく異なる場合は、実状に応じて適切に補正する。
7. 階数が2階以下かつ建築面積が250㎡未満の場合は、規格を16 t以下とし、存置日数は実状に応じて適切に補正する。
8. 障害物等で揚重作業に支障がある場合は、実状に応じて適切に設定する。
9. 表2-1～2-5の存置日数には回送等に要する日数を含む。

【出典】公共建築工事積算基準等資料（令和6年改定，国土交通省）

② 改修工事における荷揚用揚重機械器具の費用

機種を選定及び存置日数は、施工内容、施工条件等により選定する。

③ 鉄骨工事における荷揚用揚重機械器具の費用

- ・ 機種選定は作業エリアからの最大作業半径と吊上荷重（最上階の1ピース最大質量）により決定する。図7-1参照
- ・ 現場建て方の機械器具費は、ラフテレーンクレーン又はトラッククレーンを標準とする。ただし、軽微な鉄骨工事は、「仕上ユニット」等に一式で計上することができる。

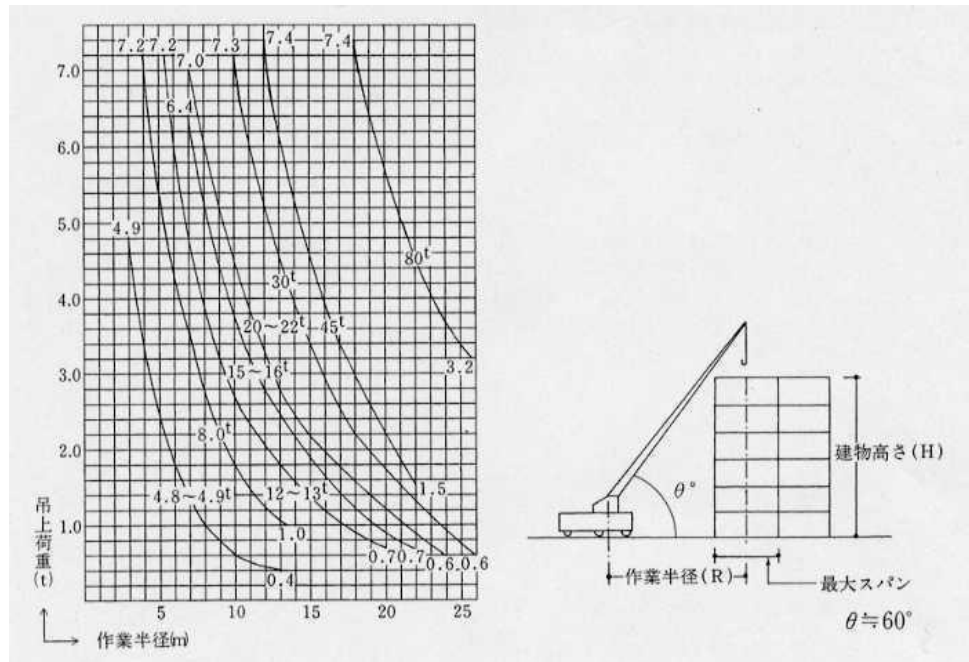


図 7-1 油圧式トラッククレーン吊上能力図

【出典】平成 27 年度基準 公共建築工事積算基準の解説（建築工事編）p 206

(リ) 情報システム費【契約変更】

情報共有、遠隔臨場、BIM、その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用

(ス) 材料及び製品の品質管理試験に要する費用は、公共建築工事標準仕様書に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書に定める試験のうち軽微な試験費を除き、積み上げにより算定する。

- ・ 石綿粉じん濃度測定
- ・ 分析による石綿含有建材の調査【契約変更する場合（令和 5 年 1 月からの取扱い）】
- ・ 化学物質の濃度測定
- ・ 六価クロム溶出試験
- ・ PCB 含有シーリング材の調査
- ・ 路床土の支持力比（CBR）試験
- ・ 現場 CBR 試験
- ・ 放射線透過試験
- ・ 上記に類する各種試験費等

(2) 積み上げによる共通仮設費の算定にあたっての留意事項

イ. 分析による石綿含有建材の調査【契約変更する場合【令和 5 年 2 月からの取扱い】】

建築物等の解体工事等において、発注者が提供する対象施設の石綿の有無の事前調査結果や設計図書の明示等に基づく必要な知識を有する者の事前調査及び都道府県等並びに労働基準監督署への事前調査結果報告等の費用は、共通費率（共通仮設費率及び現場管理費率）に含む【公共建築工事標準仕様書等における「施工計画調査」】が、発注者から情報提供のない材料等の詳細な調査【公共建築工事標準仕様書等における「施工数量調査」】や分析機関による分析調査が設計図書等に特記されたときは、別途積み上げにより算定する。

(イ) イ. における「施工数量調査」に該当する調査（書面・現地）に要する費用は、直接工事費に計上する。

(ロ) イ. における分析調査に要する費用は、共通仮設費に計上する。

(ハ) (イ) 及び (ロ) 受注者の見積価格により費用を算出するものとし、原則として査定率及び当初請負比率を乗じない。

ロ. 化学物質の濃度測定

(イ) 予備濃度測定

- ・ 工事着手前の室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定であり、改修工事等に適用する。
- ・ 検知管法による測定とする。
- ・ 測定対象物質は、ホルムアルデヒド及びトルエンとする。

(ロ) 引渡し前測定 (学校施設)

- ・ 建物等引渡し前に行う室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定をいう。
- ・ ガスクロマトグラフィー法による測定とする。
- ・ 測定対象物質は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼンとする。

(ハ) 引渡し前測定 (学校施設以外の施設)

- ・ 建物等引渡し前に行う室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定をいう。
- ・ パンプ型採取機器による測定とする。
- ・ 測定対象物質は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンとする。

(二) 車両通行費

- ・ (イ) から (ハ) において車両通行費を計上する。
- ・ 車両通行費は、県庁から現場までの距離 (往復) を算出し、一式で計上する。
なお、自動車専用道路料金は計上しない。

(ホ) 測定対象室【建築工事監理指針 (平成 28 年版) 上巻 p 76】

測定対象室は、原則としてすべての居室及び常時換気をしない書庫、倉庫等 (改修工事においては、内装改修等を行った部屋に限る。) とする。ただし、使用した材料、室の形状、換気設備等の仕様が類似しており同様の測定結果となることが予想される複数の室については、そのうち 1 室以上を測定すればよいものとする。

(ヘ) 測定箇所数

室の床面積 A (㎡)	$A \leq 50$	$50 < A \leq 200$	$200 < A \leq 500$	$500 < A$
測定箇所数	1	2	3	4

【出典】建築工事監理指針 (平成 28 年版) 上巻 p 76

ハ. 鉄筋圧接引張試験費【実施は平成 28 年 4 月から、費用の計上の考え方は令和 6 年 4 月からの取扱い】

延べ面積が概ね 1,000㎡以上又は階数が 3 階建て以上の新築工事においては、超音波探傷試験に加えて引張試験を行うこととし、試験費は共通仮設費率に含むものとする。

ニ. 交通誘導警備員

(イ) 交通誘導警備員 A とは、警備業者の警備員で、交通誘導警備業務に従事する交通誘導警備業務に係る 1 級又は 2 級の検定合格警備員をいう。

(ロ) 交通誘導警備員 B とは、警備業者の警備員で、交通誘導警備員 A 以外の交通の誘導に従事する者をいう。

(ハ) 交通誘導警備業務とは、工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。

(二) 都道府県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認める交通誘導警備業務には、交通誘導警備員 A を配置する。

(ホ) 都道府県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認める交通誘導警備業務とは、以下の区間において行う交通誘導警備業務をいう。

① 自動車専用道路の区間

- ・ 一般国道４９０号（美祢市美東町綾木字梅ヶ坪７７３の１地先から同市美東町赤字中野１７８の１地先まで）
- ・ 県道山口宇部線（山口市朝田字上山手８２９の１地先から宇部市大字東岐波字高山７２２の１地先まで、宇部市大字小串字沖ノ山１９８の１５地先から宇部市大字藤曲字昭和開作２５７８の８１地先まで）

② 公安委員会が指定する区間

- ・ 一般国道２号、９号、１８８号、１９０号、１９１号、２６２号、３１６号、４３５号、４３７号、４９０号
- ・ 県道岩国玖珂線、下関長門線（一般国道４９１号（下関市菊川町大字上岡枝字勘定更３０６９地先から同市菊川町大字檜崎字西ノ原７６７地先まで）を含む。）、下松田布施線、下松新南陽線

(ヘ) その他の区間等について行う交通誘導警備業務には、必要に応じて交通誘導警備員Ｂを配置する。

(ト) 交通誘導警備員については、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額や会社経費を適切に反映するため、「その他」の率として２１％を計上する。

ホ. 情報システム費【契約変更】

(１) のロ. (リ) における情報システム費に要する費用は受注者の見積価格によるものとし、原則として査定率及び当初請負比率を乗じない。

(３) 処分費の取扱い

建設発生土（杭地業発生土を含む。）処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の共通仮設費は算定しない。

第3節 現場管理費

1 現場管理費の区分

現場管理費は、共通仮設費で区分した項目毎に算定する。

2 現場管理費の算定

- (1) 現場管理費の算定は現場管理費率により算定する。ただし、現場管理費率に含まれないものは積み上げにより算定する。

イ. 現場管理費率による算定

(イ) 現場管理費率及び当該現場管理費率に含まれる内容は、共通費基準による。

(ロ) 現場管理費率の算定に用いる工期 (T)

現場管理費率の算定に用いる工期 (T) は、現場説明書に記載する「施工日数」を30日/月で除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。この値を工期 (T) として現場管理費率を算出する。

(算定方法)

「施工日数」が230日の場合： $230\text{日} / 30\text{日} \div 7.66 \rightarrow 7.7\text{ヶ月}$

なお、工期の算定は、「山口県営繕系工事における適切な工期設定の考え方（令和3年4月）」による。

(ハ) 工事一時中止（一部一時中止の場合も含む。）があった場合、現場管理費率の算定に用いる工期 (T) には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む。）を理由とした工期延伸する期間を含まない。なお、工事中止に伴う増加費用は別に計上する。

(ニ) 純工事費が共通費基準別表（注3）で定める範囲を外れる場合

原則として算定式により算定された率とする。

(ホ) 現場管理費率の留意事項

① 現場管理費率内のその他の項目に含まれる費用

- ・ 本支店等から支援を受けた場合の原価性費用として、本支店等から支援を受けた以下の費用が含まれている。
 - ・ 検査、試験の支援に要する費用
 - ・ 施工図作成の支援に要する費用
 - ・ その他、外注又は現場従業員が従事する代わりに本支店等従業員が従事した場合に要する費用
- ・ 各種調査に要する費用として、以下の費用が含まれている。
 - ・ 本支店等従業員が調査に伴う作業に要した費用
 - ・ 現場従業員が工事完了後に調査に伴う作業に要した費用

ロ. 積み上げによる現場管理費の算定

以下の項目については、現場管理費率に含まれないため、設計図書等に基づき、積み上げにより算定する。

(イ) 要員等の費用（共通仮設費の費用以外、現場雇用労働者の給料等）

- ・ 設計図書等に記載がある場合で監理事務所（監督職員事務所）に勤務する連絡要員（現場雇用労働者）等の費用
- ・ 条件明示等で遠隔地より現場労働者を募集するために必要な費用

(2) 処分費の取扱い

建設発生土（杭地業発生土を含む。）処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の現場管理費は算定しない。

(3) 支給材を使用する場合

支給材（入居官署又は発注者側で購入・製作された資機材）を使用して工事を施工する

場合は、支給材を購入すると仮定した評価額の２％を現場管理費に加算する。ただし、再利用資機材については現場管理費を加算しない。

第4節 一般管理費等

1 一般管理費等の算定

一般管理費等の算定は一般管理費等率により算定する。ただし、一般管理費等率に含まれないものは積み上げにより算定する。

(1) 一般管理費等率による算定

イ. 一般管理費等率及び当該一般管理費等率に含まれる内容は、共通費基準による。

ロ. 前払金支出割合による補正

前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、表3-1の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を一般管理費等率に乗じて得た率とする。なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外とする。

表3-1 一般管理費等率補正係数

前払金支出割合区分 (%)	補正係数
0から5以下	1.05
5を超え15以下	1.04
15を超え25以下	1.03
25を超え35以下	1.01

【出典】公共建築工事積算基準等資料（令和6年改定，国土交通省）

ロ. 契約保証費

(イ) 工事原価に第1表による契約保証費率を乗じ算出した金額を一般管理費等に加算する。

第1表 契約保証に係る一般管理費等率の補正值

保証の方法	補正值 (%)
金銭的保証を必要とする場合	0.04
契約保証を行わない場合	補正しない

(ロ) 契約の保証を求めない工事は、設計金額が500万円未満の工事とする。

(ハ) 契約保証費は、当初の請負代金額が2倍以上になるとき以外は変更しない。また、諸経費調整を行う場合も変更しない。

(2) 積み上げによる算定

イ. 住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用【令和2年4月からの取扱い】

(イ) 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（平成19年法律第66号）に該当する住宅の新築工事の場合は、資力確保措置のための費用「住宅瑕疵担保履行法に基づく資力確保措置の費用相当額」として見積りにより算定し、一般管理費等に加算する。ただし、契約変更においては対象としない。

(ロ) 住宅瑕疵担保責任保険法人の見積価格により費用を算出するものとし、査定率を乗じない。なお、保険料は非課税であることに留意する。

(ハ) 工事費内訳書の中の一般管理費等に「資力確保措置の費用を含む」として計上するものとし、分離発注であっても建築工事に計上する。

第4章 単価、価格等

1 単価及び価格の算定に関する数値の取扱い

予定価格のもととなる工事費を算定する過程における数値の取扱いは以下のとおりとする。
また、端数処理を行う場合は、原則として四捨五入とする。

(1) 物価資料に基づく材料単価、市場単価等

- イ. 端数処理は行わない。
- ロ. 1つの物価資料のみ掲載される場合は、掲載された価格とする。
- ハ. 単位換算を行った結果（単価）の端数処理は行わない。ただし、小数点以下第3位以降がある場合は小数点以下第2位とする。

(2) 標準歩掛り等（市場単価の補正を含む。）に基づく単価

- イ. 標準歩掛り等で算定した単価を標準歩掛り等に用いる場合は、小数点以下第2位まで算定した単価を代入する。
- ロ. 単価算定時における金額（数量×単価）の有効桁は、小数点以下第2位までとする。
- ハ. 単価算定に用いる数量に小数点以下第6位以降がある場合は、小数点以下第5位とする。

(3) 製造業者又は専門工事業者の見積価格等

採用する価格の端数処理については、一万円以上の場合は百円単位、一万円未満の場合は十円単位、十円未満の場合は一円単位とする。

(4) 細目別内訳書及び別紙明細書における単価及び金額

- イ. 細目別内訳書及び別紙明細書に計上する単価の端数処理については、一万円以上の場合は百円単位、一万円未満の場合は十円単位、十円未満の場合は一円単位とする。
- ロ. 細目別内訳書に計上する金額は、円単位とし端数がでないよう数量又は単価を調整する。
- ハ. 別紙明細にて算定した金額は、細目別内訳書に円単位として一式計上する。

2 単価及び価格の算定

(1) 材料価格等

- イ. 材料価格等は、杭、鉄筋、コンクリート、鉄骨等の価格変動が大きい資材並びに建物毎に個別性が高い機器等の単価及び価格をいい、積算時の最新の現場渡し価格とし、物価資料の掲載価格又は製造業者の見積価格等を参考に算定する。
- ロ. 鉄筋及び生コンクリートは、「公共工事設計労務・資材単価表（山口県土木建築部）」による。なお、「公共工事設計労務・資材単価表（山口県土木建築部）」に掲載される生コンクリートの価格は、8t車を超える大型車を使用した場合の価格で、小型車（4t車以上8t車以下）の運搬車を使用する場合には、「小型車加算額」を計上する。また、4t車未満の運搬車を使用する場合は、製造業者等の見積価格による。
- ハ. 高性能AE減水剤を使用するコンクリートは、物価資料に掲載の割増額もしくは製造業者の見積価格等による。ただし、地区により高性能AE減水剤としたコンクリートの価格が掲載されている場合は、この掲載価格による。

(2) 複合単価

複合単価は、材料、労務、機械器具、仮設材、その他等の各要素と単位施工当たりに必要とされる数量（以下「所要量」という。）から構成される歩掛りに、次の単価等を乗じて算定する。

- イ. 材料単価は、物価資料の掲載価格等による。
- ロ. 労務単価は、「公共工事設計労務・資材単価表（山口県土木建築部）」による。ただし、基準作業時間外の作業、特殊条件による作業等については、労務単価の割増しを行うこ

とができる。

ハ. 機械器具損料は、「請負工事機械経費積算要領」（昭和49年3月15日付け建設省機
発第44号）による。また、建設機械賃料は、物価資料の掲載価格等による。

ニ. 仮設材費は、物価資料の掲載価格等による賃料又は材料の基礎価格に損料率を乗じて
算定する。

ホ. その他

「その他」は、製造業者及び専門工事業者の諸経費（以下「下請経費」という。）、小
器材の損耗費、現場労働者に関する法定福利費等であり、「その他」の率対象に「その他」
の率を乗じて算定する。なお、法定福利費とは、法定の雇用保険、健康保険、介護保険
及び厚生年金保険の事業主負担額をいう。

(3) 市場単価

市場単価は、元請業者と下請の専門工事業者間の契約に基づき調査された単位施工当
りの取引価格であり、物価資料の「建築工事市場単価編（建築工事）」に掲載された単価に
よる。また、市場単価は材料費、労務費、機械経費等（専門工事業者の諸経費を含む。）に
よって構成されるが、その掲載条件が一部異なる場合の単価については、類似の市場単価
を適切に補正して算定することができる。

【市場単価適用工種（建築工事）】

土工事（土工）、鉄筋工事（加工組立、圧接）、コンクリート工事（打設手間、ポン
プ圧送）、型枠工事（型枠）、防水工事（アスファルト防水、シーリング、防水入隅
処理（コーナーキャント材））、金属工事（軽量鉄骨下地）、左官工事（左官、吹付け、
防水入隅処理（モルタル））、建具工事（ガラス）、塗装工事（塗装）、内外装工事（内
装床、内装ボード）

【（適用工種の）出典】『営繕積算方式』活用マニュアル（R3.4.23改訂，国土交通省）

(4) 上記以外の単価及び価格

上記以外の単価及び価格は、物価資料の掲載価格又は製造業者又は専門工事業者の見積
価格等（下請経費を含む。）を参考に定める。

3 歩掛り

「2 単価及び価格の算定」による複合単価の算定に用いる歩掛りは、単価基準の第1編3
で規定される標準歩掛りの他に「営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り（以下「協議会歩
掛り」という。）」による。

また、標準歩掛りの補足資料として、「公共建築工事積算研究会参考歩掛り（以下「参考歩
掛り」という。）」及び「営繕積算システム等開発利用協議会参考資料（以下「協議会参考」と
いう。）」を参考とする。

併せて、建設工事標準歩掛（（一財）建設物価調査会）及び工事歩掛要覧（（一財）経済調査
会）を参考とする。

4 「その他」の率

歩掛りの「その他」の率は、最低値＋1％を標準*とし、表3*による。

※墜落制止用器具の費用を含めた環境安全費の計上分として1％を加算する。なお、表3に
おける「その他」の率は、加算後の率を示す。

なお、交通誘導警備員については、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額や会社経費を
適切に反映するため、「その他」の率として21％（仮設における「その他」の率の最低値）
を計上する。【p16の再掲】

表3 「その他」の率

工種	「その他」の率	備考
仮設	(労+雑) × 21%	
土工	(労+雑) × 21%	
地業	(労+雑) × 21%	
鉄筋	(労+雑) × 21%	
コンクリート	(労+雑) × 21%	
型枠	(材+労+雑) × 19%	
鉄骨	(労+雑) × 21%	
既製コンクリート	(材+労) × 16%	(材) にセメント、細骨材、鉄筋は含めない
防水	(材+労+雑) × 16%	
石	(労) × 17%	
タイル	(材+労) × 17%	(材) にセメント、細骨材は含めない
木工	(労) × 21%	
屋根及びとい	(材+労+雑) × 16%	
金属	(材+労) × 17%	
左官	(労) × 20%	
建具(建具取付)	(労) × 17%	
建具(ガラス)	(材+労) × 16%	
塗装	(材+労+雑) × 19%	
内外装	(材+労+雑) × 16%	(材) にセメント、細骨材は含めない
仕上ユニット	(労) × 21%	
排水	(材+労+雑) × 19%	(材) に普通コンクリート、砂利、セメント、細骨材は含めない
構内舗装	(材+労+雑) × 19%	
植栽(樹木費以外)	(材+労+雑) × 19%	(材) に芝を含む
植栽(樹木費)	上記決定率 × 0.7	(材) に地被類を含む
撤去	(労+雑) × 21%	
外壁改修	(労) × 21%	

注1. 表中の(材)は「材料費」、(労)は「労務費」、(雑)は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。

2. 植栽の「その他」の率には、枯補償、枯損処置を含むものとする。

3. 取り外しの場合は、取り外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。

5 市場単価の補正

掲載条件が一部異なる場合で市場単価を補正して算定する単価（以下「補正市場単価」という。）の補正方法は、次の式による。

補正市場単価A' = 市場単価A × 算定式

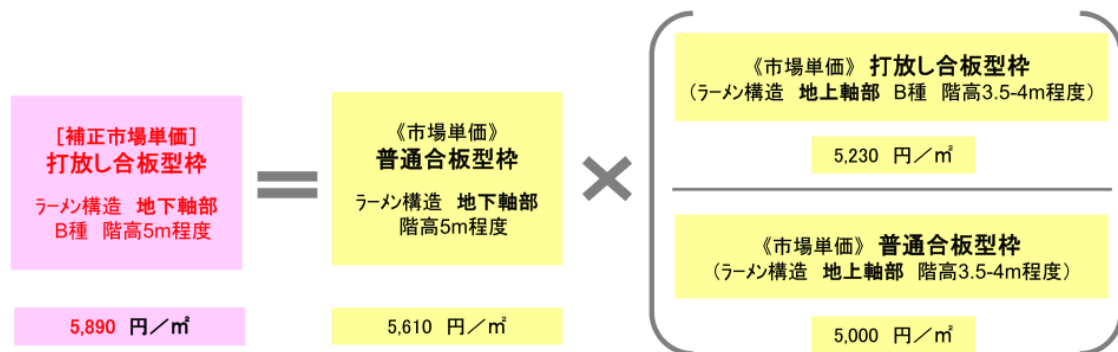
算定式 = a' ÷ a

a' = 補正市場単価A' の細目工種に対応する歩掛りによる複合単価

a = 市場単価Aの細目工種に対応する歩掛りによる複合単価

注) 算定式の値は、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位とする。

(算定方法の例：市場単価に掲載がない単価の補正)



【出典】『営繕積算方式』活用マニュアル（R3.4.23改訂，国土交通省）

6 物価資料の掲載価格

- (1) 「2 単価及び価格の算定」において、材料価格、材料単価及び仮設材費は、積算資料（（一財）経済調査会発行）及び建設物価（（一財）建設物価調査会）等の価格の最低値を採用する。
- (2) 「2 単価及び価格の算定」において、市場単価は、建築施工単価（（一財）経済調査会発行）及び建築コスト情報（（一財）建設物価調査会発行）に掲載されている「建築工事市場単価編（建築工事）」の最低値を採用する。
- (3) 「2 単価及び価格の算定」において、地域別の掲載単価は県内とし、県内において複数箇所掲載がある場合は、現場の直近の単価を採用する。なお、県外の場合は、広島、中国、福岡、九州、大阪、東京、関東、全国の順に地域別の掲載単価を採用する。

7 単価及び価格の（採用の）優先順位

「2 単価及び価格の算定」において、単価及び価格の（採用の）優先順位は、原則として以下の①から⑥までの順番のとおりとする。

- ① 「3 歩掛り」による複合単価^{*1}、建築指導課が調査・作成した個別単価及び生コン・鋼材単価^{*2}
 - ※1. 営繕積算システムRIBC2（（一財）建築コスト管理システム研究所）において“B0”で始まる細目コードの単価をいう。
 - ※2. 営繕積算システムRIBC2（（一財）建築コスト管理システム研究所）において“B1”で始まる細目コードの単価をいう。
- ② 物価資料の掲載価格（市場単価を含む。）
- ③ 補正市場単価、改修工事における基準補正単価
- ④ 商品目録（カタログ）を参考に算定した単価
- ⑤ 製造業者又は専門工事業者の見積価格を参考に算定した単価
- ⑥ 建設工事標準歩掛（（一財）建設物価調査会）及び工事歩掛要覧（（一財）経済調査会）を参照し作成した単価

8 製造業者又は専門工事業者の見積価格等（商品目録（カタログ）の価格を含む。）

製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考にして単価及び価格を算定する場合は、以下による。

(1) 当初の工事費内訳書作成時

- イ. 当初の工事費内訳書作成時の見積徴取先は原則3社以上とし、見積内容が適切なことを確認の上、原則として最低価格の見積書を参考に、実勢価格帯、類似の取引価格、数量の多寡及び施工条件等を勘案して単価及び価格を決定する。

ロ. イ. の見積りには、原則として以下①から⑦までの査定率を乗じるが、工事の特殊性や施工規模に応じて、専門工事業者等に聞き取りのうえ、査定率を設定することができる。

- ① 金属製建具（アルミニウム製建具、樹脂製建具、鋼製建具、鋼製軽量建具、ステンレス建具、シャッター、学校用間仕切り 等）・・・0.4 [40%]
- ② 金属製建具の直接工事費の合計が概ね300万円以下の場合・・・0.5 [50%]
- ③ 商品目録（カタログ）、物価資料の掲載価格のうち公表価格・・・0.8 [80%]
- ④ 住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用・・・1.0 [100%]
- ⑤ 建築物等の解体工事に係るとりこわし費（発生材積込費を含む。石綿含有建材の除去及び処理等を除く）・・・1.0 [100%]
- ⑥ トイレ用間仕切り、改修に伴う撤去工事、石綿含有建材の除去及び処理等・・・0.8 [80%]
- ⑦ その他・・・0.8 [80%]

(2) 契約変更時

イ. 見積徴取先は当該工事の受注者（元請、共同企業体の代表者）とし、当該見積価格に原則として（１）ロ. の査定率を乗じるが、工事の特殊性や施工規模に応じて、当該工事の受注者に聞き取りのうえ、査定率を設定することができる。また、第2章7（３）における新たな追加の工事についても同様に取り扱う。

ロ. 工事の一時中止に伴う増加費用の算定における、工事現場の維持に要する費用に係る見積価格には、査定率を乗じない。

(3) 見積書（価格）を採用する場合の留意事項

イ. 採用する場合は、総計方式（総合計で最低値を採用する方式）と小計方式（細目毎に最低値を採用する方式）があるが、原則として総計方式とする。

ロ. 材料価格、労務費、下請経費、法定福利費相当額を区分する。

9 改修工事の取扱い

(1) 改修工事の分類

改修工事は、執務状態、部位、方法等により分類する。

イ. 執務状態、部位、方法等による改修工事の分類



ロ. 執務状態の区分

改修工事は、工事期間における建物内の執務状況により、「全館無人改修」及び「執務並行改修」に積算上区分する。

（イ）全館無人改修とは、仮庁舎等が準備されているなど、改修する建物全館が無人（執務者がいない）の状態で行う改修工事をいう。

（ロ）執務並行改修とは、建物に執務者がいる状態で行う改修工事をいい、施工場所と執務中の場所が区画されている状態の工事も含まれる。また、増築工事においても既存建物と取り合う部分の改修工事については、既存建物の執務者の有無の状態により分類する。

ハ. 部位及び方法の区分

改修工事は、上記執務状態の区分による二つの区分を下記のとおりさらに細分する。

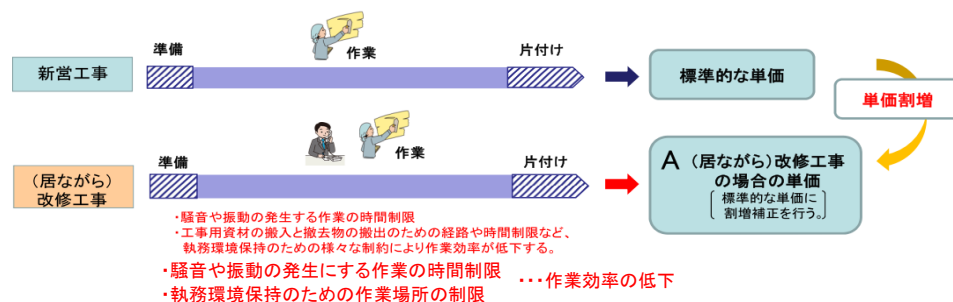
（イ）外部全面改修とは、建物の屋根、外壁等の全面を改修する場合をいう。

- (ロ) 外部部分改修とは、建物の屋根、外壁等の小規模で部分的な改修及びそれらが点在する改修をいう。
- (ハ) 内部全面改修とは、建物の内部全面を改修する場合をいう。
- (ニ) 内部部分改修とは、部屋単位の床、壁、天井等の個別又は複合改修及びそれらが点在する改修をいう。また、間仕切り等の撤去及び新設、又は設備改修等による取り合い周辺部分の改修をいう。

(2) 執務並行改修の場合の単価の補正

執務並行改修の場合、施工業者が執務者等に配慮しながら施工することを前提として単価の補正を行う。なお、施工業者が執務者等に配慮する場合の考え方は、『改訂版 公共建築改修工事の積算マニュアル』（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。

(執務並行改修の場合の単価の考え方)



【出典】『営繕積算方式』活用マニュアル（R 3. 4. 2 3 改訂，国土交通省）

(3) 改修工事の積算に用いる単価の適用

全館無人改修の場合は基準単価とし、執務並行改修の場合は表 A-1 により、基準単価又は基準補正単価とすることを標準とする。なお、基準単価及び基準補正単価の適用は表 4 による。

イ. 基準単価

単価基準の第 2 編、第 3 編、第 4 編で規定される標準歩掛りによる複合単価並びに市場単価及び補正市場単価のほか、参考歩掛り等による複合単価をいう。

ロ. 基準補正単価

(イ) 建築工事については、標準歩掛りによる複合単価は労務の所要量の 1.15 増しを標準とする。また、市場単価及び補正市場単価においては、表 A-1 による改修補正率を標準として算定する。

(ロ) 著しく作業効率が悪い場合においては、実状を考慮し労務費等を補正する。

表 4 改修工事の積算に用いる単価の適用

執務状態の区分	単価の適用	使用する単価及び補正
全館無人改修	基準単価	複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる
執務並行改修	基準単価	複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる
	基準補正単価	○複合単価の労務の所要量 1.15 増し 労務の所要量 × 1.15 ○市場単価 × 改修補正率（表 A-1） ○補正市場単価 × 改修補正率（表 A-1）

注 1. 執務並行改修における単価の適用は、表 A-1 の工種毎の「用いる単価」により、基準単価及び基準補正単価を用いる。なお、複合単価とは、第 4 章 2（2）による。

2. ここでいう市場単価には、営繕積算システム R I B C 2（（一財）建築コスト管理システム研究所）において“B 1”で始まる細目コードの材工単価、第 4 章 6（2）における材工単価を含む。

【出典】公共建築工事積算基準等資料（令和 5 年改定，国土交通省）（上表 注 2. を除く。）

表A-1 執務並行改修の場合の工種ごとの単価適用区分

工種	用いる単価	基準補正単価の算定方法			備考
		複合単価 労務の所要量 補正	市場単価及び補正市場単価 改修補正率		
仮設	基準単価	—	—	—	
土工	基準単価	—	—	—	
地業	基準単価	—	—	—	
鉄筋	基準単価	—	—	—	
コンクリート	基準単価	—	—	—	
型枠	基準単価	—	—	—	
鉄骨	基準単価	—	—	—	
既製コンクリート	基準補正単価	1.15	—	—	
防水	基準補正単価	1.15	防水	1.07	
			防水（シーリング）	1.13	
石	基準補正単価	1.15	—	—	
タイル	基準補正単価	1.15	—	—	
木工	基準補正単価	1.15	—	—	
屋根及びとい	基準補正単価	1.15	—	—	
金属	基準補正単価	1.15	金属	1.08	
左官（仕上塗材仕上）	基準単価	—	—	—	
左官（仕上塗材仕上以外）	基準補正単価	1.15	左官（仕上塗材仕上以外）	1.14	
建具	基準補正単価	1.15	建具（ガラス）	1.09	
			建具（シーリング）	1.14	
塗装（改修標準仕様）	基準補正単価	1.15	塗装（改修標準仕様）	1.14	
内外装	基準補正単価	1.15	内外装	1.11	
			内外装（ビニル床材）	1.08	
仕上げユニット	基準補正単価	1.15	—	—	
排水	基準単価	—	—	—	
構内舗装	基準単価	—	—	—	
植栽	基準単価	—	—	—	
仮設（改修）	基準単価	—	—	—	
撤去	基準単価	—	—	—	
外壁改修	基準単価	—	—	—	

【出典】公共建築工事積算基準等資料（令和5年改定，国土交通省）

(4) 改修工事の積算にあたっての留意事項

改修工事の積算にあたっては、実状、施工条件明示事項等を考慮し、施工計画に必要となる仮設類の盛替え費用及び現場施工の制約を考慮した費用等を適切に積算する。また、製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考にする場合は、当該工事の施工条件を満たした内容であることを確認する。

なお、施工区分、施工手順等に応じた積算における留意事項は以下のとおりとする。

イ．荷揚げ用重機器具は、設計図書に条件明示された施工区分及び施工手順にあった回数等を十分検討し、適切に計上する。

- ロ．荷揚用揚重機械器具による揚重ができない場合は、人力による小運搬等を現場状況に応じて適切に計上する。
- ハ．直接仮設の墨出し、養生、整理清掃後片付け、足場等が設計図書に条件明示された施工区分、施工手順等の現場状況により、複数回生じる場合は適切に計上する。
- ニ．発生材については、施工区分、施工手順等の現場状況によりストックすることができず、その都度搬出しなくてはならない場合、または運搬車の規格が通常とは異なる等の場合、現場状況に応じて適切に計上すること。

10 工事量が「少量」の取扱い

- (1) 施工数量が少量となる場合等の単価及び価格は、原則として複合単価及び市場単価（補正後を含む。）等に割増係数1.3を乗じて単価及び価格を算定する。
- なお、少量とは、各部位の施工数量が概ね100㎡以下（点在する場合はその合計が、制約条件等により連続作業不可の作業場所が点在する場合は、概ね5か所未満）の場合をいう。
- (2) 施工数量が概ね100㎡以下であるが、制約条件等により連続作業不可の作業場所が概ね5か所以上で点在する、作業時間が極めて限られる、作業空間が著しく狭い等の制限によって施工効率が著しく低下することが想定される場合の単価及び価格は、原則として専門工事業者の見積価格等を参考にして単価及び価格を算定する。

11 工事量が「僅少」の取扱い

- 工事量が僅少の場合、施工場所が点在する場合、工程上連続作業が困難な場合等の単価及び価格は、原則として専門工事業者の見積価格等を参考にして単価及び価格を算定する。
- なお、僅少とは、同一施工できる部位の施工数量が概ね10㎡以下の場合をいう。

12 時間外、深夜及び休日の労働についての労務単価

- (1) 公共工事設計労務単価（以下「労務単価」という。）は、所定労働時間内8時間当たりの単価であり、時間外、深夜及び休日の労働についての割増賃金は含まれない。
- (2) 時間外及び深夜の労働は、施工時期及び施工時間が制限され、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算定する。ただし、時間外の労働は、変形労働時間制等を考慮し、実状に応じて積算する。

労務費（総額）＝労務単価＋労務単価×K×割増すべき時間数

ただし、K（割増賃金係数）＝割増対象賃金比×1／8×割増係数とする。

なお、K（割増賃金係数）は当該年度の「公共工事設計労務・資材単価表（山口県土木建築部）」の「割増対象賃金比及び1時間当り割増賃金係数」による。

また、市場単価の細目工種において、時間外及び深夜の労働について割増賃金を見込む必要がある場合は、割増賃金に相当する割増し率を算定し市場単価を補正する。

- (3) 休日の労働は、緊急時等、やむを得ず法定休日〔労働基準法〕に作業を行い、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算定する。

労務費（総額）＝労務単価×K×割増すべき時間数

なお、K（割増賃金係数）の取扱いは（2）による。

また、市場単価の細目工種において、休日の労働について割増賃金を見込む必要がある場合は、割増賃金に相当する割増し率を算定し市場単価を補正する。

ただし、緊急時等、やむを得ない場合に該当しない法定休日〔労働基準法〕に作業を行い、別の日を振替休日とした場合は適用しない。

1 3 設計及び契約変更時の取扱い

- (1) 「工事請負契約に係る設計・契約変更ガイドライン（土木工事版）（山口県土木建築部）」に準ずる。
- (2) 「工事一時中止に係るガイドライン（土木工事版）（山口県土木建築部）」に準ずる。ただし、当該ガイドラインのうち増加費用の算定については、「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」による。
- (3) 契約変更時の積算における留意事項
 - イ．当初設計の工事費内訳書に対して細目工種等が追加されない場合の単価及び価格は、当初設計の工事費内訳書による単価及び価格とする。
 - ロ．当初設計の工事費内訳書に対して細目工種等が追加された場合の単価及び価格は、監督職員の指示又は承諾した時点の単価及び価格とし、原則として受注者の見積価格を参考に定める。なお、単価及び価格の算定にあたっては、第4章8（2）によるものとし、当該価格の妥当性を物価資料の掲載価格等により検証すること。

1 4 その他

- (1) 単位水量の低減に要する費用
コンクリートの調合において、単位水量の最大値が 185 kg/m^3 を超える場合は、直接工事費に「単位水量低減費」として計上する。なお、コンクリートの適用は、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」による。
- (2) 建設発生土の処理に係る積算上の取扱い【令和5年4月からの取扱い】

処分は、指定処分（公共残土処理場、民間残土処理場〔承諾済み〕への処分）とする。

イ．起工時

 - (イ) 工事場所から概ね50km以内に公共残土処理場がある場合
 - ・ 直近の公共残土処理場への指定処分とする。
 - ・ 処分費は、指定する処分場の受入単価による。
 - ・ 運搬費は、公共残土処理場までの実距離により計上する。
 - (ロ) 工事場所から概ね50km以内に公共残土処理場がない場合
 - ・ 直近の民間残土処理場〔承諾済み〕への指定処分とする。
 - ・ 処分費は、700円/m³とする。
 - ・ 運搬距離は、20kmを計上する。
 - (ハ) 運搬距離におけるD I D区間（人口集中地区）の有り、無しの適用は、総務省統計局の国勢調査報告書資料添付の人口集中地区境界図により決定するが、D I D区間の一部を通過する場合においてはD I D区間有りを適用する。

ロ．変更契約時

受注者に帰責事由がなく、やむを得ず、指定した公共残土処理場に搬出（処分）が出来ない場合は、他の公共残土処理場等（他の公共残土処理場、民間残土処理場〔承諾済み〕）での処分について受注者と協議を行ったうえで、変更契約を行う。

また、指定した民間残土処理場〔承諾済み〕に搬出（処分）が出来ない場合は、他の民間残土処理場〔承諾済み〕での処分について受注者と協議を行ったうえで、変更契約を行う。

 - (イ) 他の公共残土処理場に搬出する場合
 - ・ 処分費は、指定する処分場の受入単価による。
 - ・ 運搬費は、該当する公共残土処理場までの実距離により計上する。
 - ・ 数量は、工事内訳書に記載された数量とする。
 - (ロ) 民間残土処理場〔承諾済み〕に搬出する場合
 - ・ 処分費は、700円/m³とする。

- ・ 運搬費は、20kmを超えない範囲で、該当する民間残土処理場〔承諾済み〕までの実距離により計上する。
 - ・ 数量は、工事内訳書に記載された数量とする。
- (ハ) 他の民間残土処理場〔承諾済み〕に搬出する場合
- ・ 処分費は、変更しない。
 - ・ 運搬費は、20kmを超えない範囲で、該当する民間残土処理場〔承諾済み〕までの実距離により計上する。
 - ・ 数量は、工事内訳書に記載された数量とする。
- (3) コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設発生木材（解体木くず、新築木くず、伐採木、伐根等）、建設汚泥、その他の建設廃棄物の処理方法及び積算上の取扱い
- イ. 「建設副産物及び再生資源の取扱い」（令和7年4月1日適用）による。
- ロ. 運搬距離におけるDID区間（人口集中地区）の有り、無しの適用は、総務省統計局の国勢調査報告書資料添付の人口集中地区境界図により決定するが、DID区間の一部を通過する場合においてはDID区間有りを適用する。
- ハ. 運搬用トラックの規格は10t車を標準とする。ただし、建築構造物の規模や敷地条件等により4t車等を考慮する。
- ニ. 現場に近い3施設程度について、受入価格と運搬費を合計し、最低価格を採用する。
- (4) 管理型産業廃棄物（石綿含有石膏ボード、木毛板(木質系セメント板)、廃石綿等）は、現場から「共英製鋼株式会社 山口事業所（山陽小野田市小野田6289-18）」までの運搬距離を計上するものとし、運搬費は台当たりで計上する。
- (5) 産業廃棄物の処理に係る税の取扱い
- イ. 発注工事で産業廃棄物（建設廃棄物）が発生する場合は、処分費用に産廃税相当額を加算したものを計上する。なお、中間処理施設に搬出する場合は、産廃税相当額が上乘せされている中間処理料金を計上する。
- ロ. 産廃税相当額の計上は、原価の一部を構成するものとして処分費用とともに直接工事費に計上し、消費税相当額のみを対象とし間接工事費及び一般管理費等の対象としない。ただし、中間処理施設受入料金については、処分費用等と同じ扱いにより間接工事費及び一般管理費等の対象とする。積算は設計計上トン数（0.1トン単位）に税率1,000円／トンを乗じて求める。
- ハ. 積算に使用する数量は、山口県産業廃棄物税条例第六条及び同施行規則第四条に定めるところにより、適切な数量を計上すること。

【解体、撤去工事運搬車 t 当たり積載量（参考）】

名称	単位	運搬車 t 当たり 積載量	備考（出典）
解体木造建物軸組	壁 m^2	1 3	建設工事標準歩掛
かわら	m^2	2 0	建設工事標準歩掛
厚型スレート	m^2	2 5	建設工事標準歩掛
平形セメントがわら	m^2	3 0	建設工事標準歩掛
波形石綿スレート	m^2	6 0	建設工事標準歩掛
波形亜鉛鉄板	枚	2 0 0	建設工事標準歩掛
木材	m^3	0 . 8	建設工事標準歩掛
板材	m^2	6 5	建設工事標準歩掛
れんが	千本	0 . 4	建設工事標準歩掛
解体鉄骨材	t	0 . 6 5	建設工事標準歩掛
鋼材、金物類	t	1	建設工事標準歩掛
はつりくず	m^3	0 . 4 5	建設工事標準歩掛
耕土、土砂	m^3	0 . 5 6	建設工事標準歩掛
割栗、玉栗石の類	m^3	0 . 6 0	建設工事標準歩掛
木製出入口扉	枚	2 0	建設工事標準歩掛
木製窓建具	枚	5 0	建設工事標準歩掛
コンクリートがら	m^3	0 . 4 5	建設工事標準歩掛
残材	m^3	0 . 5 0	建設工事標準歩掛

【建築材料の単位体積重量表（参考）】

材料名	単位重量 (t / m^3)	出典
碎石	1 . 5	建設工事標準歩掛
普通コンクリート	2 . 3	建設工事標準歩掛
普通モルタル	2 . 0	建設工事標準歩掛
軽量コンクリート	1 . 6	建設工事標準歩掛（最小値）
板ガラス	2 . 5	建設工事標準歩掛
普通れんが	1 . 9	建設工事標準歩掛
タイル	2 . 3	建設工事標準歩掛
集成材	0 . 5	建設工事標準歩掛
A L C	0 . 5	建設工事標準歩掛（最小値）
ブロック	1 . 3	建設工事標準歩掛（最小値）
アスファルト防水層	1 . 5	建設工事標準歩掛

【発生材質量の換算係数（荷積み状態での換算値，参考）】

材料名	重量換算係数 (t / m ³)	出典
建設汚泥	1.2	建設廃棄物処理ガイドライン（最小値）
コンクリート塊	1.6	建設廃棄物処理ガイドライン（最小値）
アスファルト塊	1.6	建設廃棄物処理ガイドライン（最小値）
建設発生木材	0.4	建設廃棄物処理ガイドライン（最小値）
金属くず	1.4	建設廃棄物処理ガイドライン（最小値）
廃プラスチック	0.1	建設廃棄物処理ガイドライン（最小値）
建設混合廃棄物（新築）	0.25	（社）建設業協会の調査結果（H13）
建設混合廃棄物（木造解体）	0.816	「住宅産業解体処理業連絡協議会」の調査結果（H3.3）
廃塩化ビニル管・継手	0.2	建設副産物実態調査
廃石膏ボード	0.65	建設副産物実態調査（最小値）

【発生材運搬日数の算定に用いる補正係数(k)について】

- ・ 無筋コンクリート：1.27
- ・ 木材類：0.33
- ・ せっこうボード類：0.44

なお、上記以外の補正係数(k)は、下式による。

$$\text{補正係数}(k) = (\text{発生材の比重}) / 1.8 \text{ t/m}^3 \text{ (土砂の比重)}$$

[改定について]

1. 本要領は、令和7年4月1日以降に入札公告又は指名通知する業務委託及び工事から適用する。
2. 本要領は、毎年度末に見直し、翌年度の4月1日以降に入札公告又は指名通知する業務委託及び工事から適用する。